

市第 134 号議案

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する
条例の一部改正

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 10 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例
（平成30年 3 月横浜市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「特定事業者」を「特定基準経常利益事業者」に
、「300,000,000 円」を「200,000,000 円」に改め、同条第 5 号を
次のように改める。

- (5) 基準経常利益事業者 基準事業年度の前事業年度以前の 3 事
業年度の経常利益の額の合計額が 100,000,000 円以上又は基準
事業年度の前事業年度の経常利益の額が 50,000,000 円以上の中
小企業者又は大企業者で、特定基準経常利益事業者以外のもの
をいう。ただし、中小企業者又は大企業者が、次条第 3 項に規
定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則
で定めるところにより算定した経常利益の額又はこれに相当す
る額が規則で定める額以上の者とする。

第 2 条第 6 号中「関内再生事業」を「特定再生事業」に改め、「
関内周辺地域」の次に「又は新横浜都心地域」を加え、同条第 10 号

を次のように改める。

- (10) 賃貸研究所 研究所として賃貸することを目的とした施設をいう。

第 2 条第14号を削り、同条第13号中「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に、「関内再生事業」を「特定再生事業」に改め、「（研究開発型特定賃貸業務ビルを除く。）」を削り、「500 平方メートル以上」を「当該家屋の新築の場合にあっては 500 平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては 250 平方メートル以上」に、「1,500 平方メートル以上」を「当該家屋の新築の場合にあっては 1,500 平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては 750 平方メートル以上」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「、事業所及び特定賃貸型研究開発施設、」を「として、又は」に改め、「又は事業所、特定賃貸型研究開発施設及び特定集客施設」、「又は特定賃貸型研究開発施設」及び「（特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の床面積が規則で定める割合以上であるもの（以下「研究開発型特定賃貸業務ビル」という。）にあっては、10,000平方メートル以上）」を削り、同号を同条第13号とし、同条中第11号を第12号とし、第10号の次に次の 1 号を加える。

- (11) 賃貸工場 別表第 2 に規定する指定産業に係る工場として賃貸することを目的とした施設をいう。

第 2 条第15号を次のように改める。

- (15) 企業立地等 企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域（都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化調整区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層

住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く。以下同じ。) において行われる次に掲げる行為(規則で定める行為を除く。)をいう。

ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第 2 に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表に定めるところにより行う次に掲げる行為

- (ア) 事業所(本社等以外の事務所を除く。(カ)において同じ。)を設置し、又は拡張すること。
- (イ) 賃貸研究所又は賃貸工場(以下「賃貸研究所等」という。)として賃貸すること(特定賃貸業務ビルとして賃貸することを除き、賃貸研究所等として賃貸する部分の床面積(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同じ。)の合計の2分の1以上を、市内に研究所又は工場(以下「研究所等」という。)を有しない中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するもの又は市内に研究所等を有する中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するもののうち市内において研究所等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。)
- (ロ) 特定賃貸業務ビルとして賃貸すること(特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する

場合に限る。) 。

- (エ) 特定集客施設を設置すること。
- (オ) 研究所等（先端技術工場（研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）を先端技術工場に変更すること（以下「先端技術工場への変更」という。）。
- (カ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
- (キ) 賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビルの設備として賃貸すること。
- (ク) その他規則で定める行為をすること。

イ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、大企業者が、別表第 3 に定めるところにより行う次に掲げる行為

- (ア) 市内に事業所を有せず、又は本社等以外の事務所のみを有する大企業者が、事業所（本社等以外の事務所を除く。(イ)において同じ。）を設置すること。
- (イ) 市内に事業所を有する大企業者が、投下資本額が7,000,000,000 円以上の規模で事業所を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
- (ウ) その他規則で定める行為をすること。

ウ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、中小企業者が、別表第 3 に定めるところにより行う次に掲げる行為

- (ア) 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
- (イ) その他規則で定める行為をすること。

エ 関内周辺地域又は新横浜都心地域において、中小企業者又

は大企業者が、別表第 4 に規定する行為を行い、特定再生型賃貸業務ビル又はその設備として賃貸すること（特定再生型賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の 2 分の 1 以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。以下「特定再生企業立地等」という。）。

オ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が 100 人以上の規模の本社等を設置すること（以下「100 人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

カ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者又は基準経常利益事業者が、次に掲げる行為をすること（以下「50 人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

(7) 特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が 50 人以上 100 人未満の規

模の本社等を設置すること。

- (イ) 基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が50人以上の規模の本社等を設置すること。

第3条第1項中「前条第14号アからウまで」を「前条第15号アからエまで」に改め、「5,000,000,000円以上」の次に「(同号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等を行おうとする場合は7,000,000,000円以上)」を加え、「同号エ」を「同号オ若しくはカ」に改め、同条第2項第1号中「事業所」の次に「、賃貸研究所等」を加え、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改め、同条第4項第3号ア中「、固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては事業開始日から7年(みなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係る固定資産賃借企業立地等又は外資系企業者企業立地等の場合にあつては、8年。以下同じ。))を経過する日までの間(固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合にあつては、7年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。))」を削り、同号イを次のように改める。

イ 固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては、事業開始日から7年(50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)を経過する日までの間(固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合は、7年(50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年)に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。)における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項及び事業を廃止した場合の違約金に関する事項

第 4 条第 1 項中「同条第 2 項第 1 号から第 4 号まで」を「同条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号」に改め、「（同項第 3 号に掲げる事項の変更にあつては、同条第 4 項の規定により認定を受けた外資系企業者が外資系企業者でなくなる場合に限る。）」を削る。

第 5 条第 1 項及び第 2 項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改める。

第 9 条第 1 項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に改め、「5,000,000,000 円以上」の次に「（第 2 条第 15 号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は 7,000,000,000 円以上）」を加え、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改め、同項第 3 号中「100 分の 8」を「別表第 8 に規定する助成率」に改め、同条第 2 項中「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に、「100 分の 12 を乗じて得た額」を「、関内周辺地域にあつては 100 分の 10 を、新横浜都心地域にあつては 100 分の 8 を乗じて得た額」に、「関内再生事業者」を「特定再生事業者」に改め、同条第 6 項中「第 1 項及び第 2 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 1 項又は第 2 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項又は第 2 項」に改め、同項ただし書中「次のいずれかに該当する」を「、当該固定資産取得企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止している」に改め、同項各号を削り、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 市長は、複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取

得企業立地等により 1 棟の建物を区分して所有することで実質的に一の事業計画を形成している場合その他の複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取得企業立地等又は複数の特定再生事業者がそれぞれ行う特定再生企業立地等が実質的に一の事業計画を形成していると認められる場合で、当該それぞれの固定資産取得事業者又は特定再生事業者に係る前 2 項の規定により算出する助成金の合計額が別表第 5 に規定する上限額を超えるときは、認定事業計画に係る投下資本額の比率に応じ、当該上限額を当該複数の固定資産取得事業者又は特定再生事業者にあん分し、交付するものとする。

第 10 条第 1 項中「第 2 条第 14 号ア(イ)、(ウ)」を「第 2 条第 15 号ア(イ)、(ウ)、(キ)」に、「関内再生企業立地等」を「特定再生企業立地等」に改め、「除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「3 年」を「1 年」に、「応じて、別表第 8 に規定する助成金を」を「、1 人当たり 500,000 円を乗じて得た額（その乗じて得た額が 25,000,000 円を超える場合は、25,000,000 円）の助成金を、」に改め、同項ただし書中「期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止した」を「次のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該認定事業者が、期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したとき。
- (2) 当該認定事業者が固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）である場合において、基準日における規則で定める本社等の従業者の人数が、100 人（50 人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者

にあつては50人) に満たないとき。

第10条第4項中「前条第4項から第6項まで」を「前条第5項から第7項まで」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

第11条第2項中「準用する第9条第4項」を「読み替えて準用する第9条第5項」に改める。

第13条第1項中「交付すべき第9条第1項又は第2項に規定する」を「第9条第1項から第3項までの規定に基づき交付すべき」に、「(関内再生企業立地等にあつては、100分の12)」を「、関内周辺地域における特定再生企業立地等の場合は100分の10又は新横浜都心地域における特定再生企業立地等の場合は100分の8」に改める。

第14条第1項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同項第2号中「第9条第5項」を「第9条第6項」に改める。

第16条第1項中「固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)」を「固定資産賃借事業者」に、「固定資産賃借事業者が、地方税法第321条の8第1項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度を、同条第4項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間である連結事業年度」を「地方税法第321条の8第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度」に、「4年(固定資産賃借企業立地等が、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい21地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係る

ものである場合にあっては5年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい21地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合にあっては6年」を「5年（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は3年）」に改め、同条第3項第3号中「100人」の次に「（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は50人）」を加える。

第17条第1項中「7年」の次に「（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年）」を加える。

第18条第1項中「事業所」の次に「、賃貸研究所等」を加え、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改める。

附則第1項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第2中「第14号ア及びエ」を「第11号、第15号ア、オ及びカ」に改め、同表みなとみらい21地域及び横浜駅周辺地域の項中「、事業所及び特定賃貸型研究開発施設、」を「として、又は」に改め、「又は事業所、特定賃貸型研究開発施設及び特定集客施設」を削り、「設置する」を「設置し、又は規則で定める行為をする」に改め、同表関内周辺地域の項及び新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域の項を次のように改める。

関内周辺地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業</p>
--------	-------	--

		<p>所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定集客施設の設備として、償却資産を取得すること。</p>
新横浜都心地域	全ての分野	<p>事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第 2 京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域の項中「研究所等（研究所を併設する工場で規則で定めるもの（以下「先端技術工場」という。）を除く。）を先端技術工場に」及び「研究所等を先端技術工場に」を「先端技術工場への変更を」に、「指定産業の研究所等」を「賃貸研究所等」に改め、同項の前に次のように加える。

港北ニュータウン地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に</p>
------------	-------	---

		<p>家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>
--	--	--

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 (第 2 条第 15 号イ及びウ、第 16 号)

事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。

- (1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。
- (2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。
- (3) 前 2 号に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。

別表第 4 各号列記以外の部分中「第 2 条第 14 号ウ」を「第 2 条第 15 号エ」に、「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改め、同表第 3 号中「昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事

に着手した」を「第 3 条第 1 項の規定による認定の申請があった日において、新築の工事が完了した日から 20 年を経過した」に改め、同表第 6 号中「関内再生型賃貸業務ビル」を「特定再生型賃貸業務ビル」に改める。

別表第 5 中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項、第 3 項」に、「新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域及び臨海南部工業地域」を「上記以外の企業立地等促進特定地域」に改め、「上記以外の企業立地等促進特定地域及び」を削る。

別表第 6 から別表第 8 までを次のように改める。

別表第 6 (第 9 条第 1 項第 1 号)

事業所等の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の工場を除く。）及び特定集客施設	100 分の 10	
工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
特定賃貸業務ビル	100 分の 8	

(備考)

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率を適用する。

別表第 7 (第 9 条第 1 項第 2 号)

事業所の種類	助成率

	中小企業者	大企業者
賃貸研究所等	100 分の 8	
工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
上記以外の事業所		100 分の 10

別表第 8（第 9 条第 1 項第 3 号）

認定事業計画における 地域の別	事業所の種類	助成率	
		中小企業者	大企業者
港北ニュータウン地域	賃貸研究所	100 分の 8	
	工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100 分の 10	
新横浜都心地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域	工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100 分の 10	

別表第 9 第 2 項の表を次のように改める。

固定資産賃借企業立地等	控除額算定基準額	控除額
100人型固定資産賃借企業立地等	1,400,000円以下	0円
	1,400,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円
50人型固定資産賃借企業立地等	700,000円以下	0円
	700,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額

	100,000,001円以上	100,000,000円
--	----------------	--------------

別表第 9 備考 2 (2) 及び 3 中「第10条の 2 の 8」を「第10条の 2 の 11」に改め、同表備考 6 中「100 未満」の次に「(50人型固定資産賃借企業立地等の場合は50未満)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第16条第 1 項の改正規定（「固定資産賃借事業者が、地方税法第 321 条の 8 第 1 項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度を、同条第 4 項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあっては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間である連結事業年度」を「地方税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度」に改める部分に限る。）は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用し、同日前にこの条例による改正前の横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（以下「旧条例」という。）第 3 条第 1 項の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、なお従前の例による。
- 3 新条例第16条第 1 項は、附則第 1 項ただし書に規定する施行の

日（以下「ただし書施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）第 3 条の規定（同法附則第 1 条第 5 号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。以下「令和 4 年旧法人税法」という。）第 2 条第 12 号の 7 に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（令和 4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）がただし書施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 4 ただし書施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度がただし書施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及びただし書施行日前に開始した連結事業年度（令和 4 年旧法人税法第 15 条の 2 第 1 項に規定する連結事業年度をいい、連結子法人の連結親法人事業年度がただし書施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。

提 案 理 由

企業立地等事業計画の認定を申請することができる期間を延長し、かつ、支援対象、助成率等を見直すことにより、企業立地等の促進を図るため、横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 特定基準経常利益事業者 次条第 1 項に規定する認定の申請をしようとする日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度以前の 3 事業年度の経常利益の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）の合計額が $\frac{200,000,000 \text{ 円}}{300,000,000 \text{ 円}}$ 以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が 100,000,000 円以上の中小企業者又は大企業者をいう。ただし、中小企業者又は大企業者が、同条第 3 項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した経常利益の額又はこれに相当する額が規則で定める額以上の者とする。
- (5) 基準経常利益事業者 基準事業年度の前事業年度以前の 3 事業年度の経常利益の額の合計額が 100,000,000 円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が 50,000,000 円以上の中小企業者又は大企業者で、特定基準経常利益事業者以外のものをいう。ただし、中小企業者又は大企業者が、次条第 3 項に規定する承継をした者その他規則で定める者である場合は、規則で定めるところにより算定した経常利益の額又はこれに相当する額

が規則で定める額以上の者とする。

- (6) 特定再生事業 関内周辺地域 又は新横浜都心地域 において既
関内再生事業
存の家屋（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条第 3 号
に規定する家屋をいう。以下同じ。）又は土地（同条第 2 号に
規定する土地をいう。以下同じ。）を活用し、家屋の新築、増
築又は改修（規則で定めるものに限る。以下同じ。）を行い、
事業所を整備する事業をいう。

（第 7 号から第 9 号まで省略）

- (10) 賃貸研究所 研究所として賃貸することを目的
特定賃貸型研究開発施設 研究所として賃貸することを目的
とした施設をいう。
とした施設で、規則で定める基準に適合するものをいう。
- (11) 賃貸工場 別表第 2 に規定する指定産業に係る工場として賃
貸することを目的とした施設をいう。

(12) （本文省略）

(11)

- (13) 特定賃貸業務ビル 事業所 として、又は
(12) 、事業所及び特定賃貸型研究開発
施設、 事業所及び特定集客施設 又は事業所、特定賃貸型研究開
発施設及び特定集客施設 として賃貸するための家屋で、事業所
又は特定賃貸型研究開発施設 として賃貸する部分の床面積（建
築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 3 号
に規定する床面積をいう。以下同じ。）（その合計が 1,500 平方
メートル以上である階の床面積に限る。）の合計が 20,000 平方
メートル以上 （特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の
床面積が規則で定める割合以上であるもの（以下「研究開発型
特定賃貸業務ビル」という。）にあっては、10,000 平方メー
トル以上） であるものをいう。

- (14) 特定再生型賃貸業務ビル 特定再生事業により整備された事
(13) 関内再生型賃貸業務ビル 関内再生事業

業所として賃貸するための家屋（研究開発型特定賃貸業務ビルを除く。）で、当該家屋の敷地面積（建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に規定する敷地面積をいう。）が当該家屋の新築の場合にあっては 500 平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては 250 平方メートル以上で、かつ、事業所として賃貸する部分の床面積の合計が当該家屋の新築の場合にあっては 1,500 平方メートル以上、増築又は改修の場合にあっては 750 平方メートル以上であるものをいう。

(14) 企業立地等 企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に規定する市街化調整区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域を除く。以下同じ。）において行われる次に掲げる行為（規則で定める行為を除く。）をいう。

ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第 2 に規定する分野の事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表に定めるところにより行う次に掲げる行為

(ア) 事業所（本社等以外の事務所を除く。（カ）において同じ。）を設置し、又は拡張すること。

(イ) 研究所又は工場（以下「研究所等」という。）として賃貸すること（特定賃貸業務ビルとして賃貸することを除き、研究所等として賃貸する部分の床面積の合計の 2 分の 1 以上を、市内に研究所等を有しない中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するもの又は市内に研究所等を有する中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置するも

ののうち市内において研究所等を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。)

(ウ) 特定賃貸業務ビルとして賃貸すること（特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同じ。）（当該特定賃貸業務ビルに特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分がある場合にあっては、その床面積を含む。）の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。)

(エ) 特定集客施設を設置すること。

(オ) 研究所等を別表第2に規定する先端技術工場にすること。

(カ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。

(キ) 研究所等又は特定賃貸業務ビルの設備として賃貸すること。

(ク) その他規則で定める行為をすること。

イ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、特定事業者が、別表第3に定めるところにより行う次に掲げる行為（規則で定める行為を除く。）

(ア) 市内に事業所を有せず、又は本社等以外の事務所のみを有する特定事業者が、規則で定める従業者の人数が50人以

上の規模の事業所（本社等以外の事務所を除く。(イ)において同じ。）を設置すること。

(イ) 市内に事業所を有する特定事業者が、当該事業所と異なる種類の事業所で、規則で定める従業者の人数が50人以上の規模のものを設置すること。

(ウ) 研究開発型特定賃貸業務ビルとして賃貸すること（研究開発型特定賃貸業務ビルの事業所及び特定賃貸型研究開発施設として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。

ウ 関内周辺地域において、中小企業者又は大企業者が、別表第4に規定する行為を行い、関内再生型賃貸業務ビル又はその設備として賃貸すること（関内再生型賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。以下「関内再生企業立地等」という。）。

エ みなとみらい21地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第2に規定する分野（同表に規定する自然科学研究

- に関連する分野で規則で定めるものを除く。)の事業を営む
特定事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより
従業員が 100 人以上の規模の本社等を設置すること。
(15) 企業立地等 企業立地等促進特定地域又はそれ
外資系企業者企業立地等 外資系企業者が行う企業立地等の
以外の市域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条に規
うち、市内に本社等を設置していない外資系企業者が前号エに
定する市街化調整区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定す
掲げる行為を行うことをいう。
る第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一
種中高層住居専用地域を除く。以下同じ。）において行われる
次に掲げる行為（規則で定める行為を除く。）をいう。
- ア 企業立地等促進特定地域ごとに別表第 2 に規定する分野の
事業を営む中小企業者又は大企業者が、同表に定めるところ
により行う次に掲げる行為
- (ア) 事業所（本社等以外の事務所を除く。カ）において同じ。
）を設置し、又は拡張すること。
- (イ) 賃貸研究所又は賃貸工場（以下「賃貸研究所等」という
。）として賃貸すること（特定賃貸業務ビルとして賃貸す
ることを除き、賃貸研究所等として賃貸する部分の床面積
（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）
第 2 条第 4 項に規定する共用部分の床面積を除く。以下同
じ。）の合計の 2 分の 1 以上を、市内に研究所又は工場（
以下「研究所等」という。）を有しない中小企業者若しく
は大企業者で研究所等を設置するもの又は市内に研究所等
を有する中小企業者若しくは大企業者で研究所等を設置す
るもののうち市内において研究所等を拡張することとなる
ものに賃貸する場合に限る。）。

- (ウ) 特定賃貸業務ビルとして賃貸すること（特定賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の2分の1以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。）。
- (エ) 特定集客施設を設置すること。
- (オ) 研究所等（先端技術工場（研究所を併設する工場で規則で定めるものをいう。以下同じ。）を除く。）を先端技術工場に変更すること（以下「先端技術工場への変更」という。）。
- (カ) 事業所の設備を新設し、増設し、又は更新すること。
- (キ) 賃貸研究所等又は特定賃貸業務ビルの設備として賃貸すること。
- (ク) その他規則で定める行為をすること。
- イ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、大企業者が、別表第3に定めるところにより行う次に掲げる行為

 - (ア) 市内に事業所を有せず、又は本社等以外の事務所のみを有する大企業者が、事業所（本社等以外の事務所を除く。イ)において同じ。）を設置すること。
 - (イ) 市内に事業所を有する大企業者が、投下資本額が7,000,000,000円以上の規模で事業所を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
 - (ウ) その他規則で定める行為をすること。

- ウ 企業立地等促進特定地域以外の市域において、中小企業者が、別表第 3 に定めるところにより行う次に掲げる行為
- (7) 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をすること。
- (1) その他規則で定める行為をすること。
- エ 関内周辺地域又は新横浜都心地域において、中小企業者又は大企業者が、別表第 4 に規定する行為を行い、特定再生型賃貸業務ビル又はその設備として賃貸すること（特定再生型賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分の床面積の合計の 2 分の 1 以上を、市内に事業所を有しない中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもの又は市内に事業所を有する中小企業者若しくは大企業者で事業所を設置するもののうち市内において事業所を拡張することとなるものに賃貸する場合に限る。以下「特定再生企業立地等」という。）。
- オ みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が 100 人以上の規模の本社等を設置すること（以下「100 人型固定資産賃借企業立地等」という。）。
- カ みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域、港北ニュータウン地域、京浜臨海部地域又は臨海南部工業地域において、別表第 2 に規定する分野（同表

に規定する自然科学研究に関連する分野で規則で定めるものを除く。）の事業を営む特定基準経常利益事業者又は基準経常利益事業者が、次に掲げる行為をすること（以下「50人型固定資産賃借企業立地等」という。）。

(7) 特定基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が50人以上 100人未満の規模の本社等を設置すること。

(1) 基準経常利益事業者が、家屋を賃借して、規則で定めるところにより従業者の人数が50人以上の規模の本社等を設置すること。

（第 16 号省略）

（企業立地等事業計画の認定等）

第 3 条 中小企業者又は大企業者は、前条第 15 号アからエまでに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を行おうとする場合で、投下資本額が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 5,000,000,000 円以上[（]同号イ(1)に掲げる行為に係る企業立地等を行おうとする場合は 7,000,000,000 円以上）の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号オ若しくはカ^{同号エ}に掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等事業計画」という。）を作成し、これに係る書面（以下「企業立地等事業計画書」という。）を規則で定めるところにより市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければ

ならない。

- (1) 企業立地等に係る事業所、賃貸研究所等、特定集客施設、特定賃貸業務ビル又は特定再生型賃貸業務ビル及び関内再生型賃貸業務ビル及びこれらの設備の概要に関する事項

(第 2 号から第 8 号まで及び第 3 項省略)

- 4 市長は、第 1 項に規定する認定の申請があった場合において、その企業立地等事業計画が次のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 次に掲げる事項を定めた契約を横浜市と締結していること。

- ア 固定資産取得企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては第 8 条第 2 項の規定により市長が決定した企業立地等に係る事業を開始した日（以下「事業開始日」という。）から 10 年を経過する日までの間（固定資産取得企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合にあつては、10 年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者にあつては事業開始日から 7 年（みなとみらい 21 地域若しくは横浜駅周辺地域に係る固定資産賃借企業立地等又は外資系企業者企業立地等の場合にあつては、8 年。以下同じ。）を経過する日までの間（固定資産賃借企業立地等に係る事業を休止した期間がある場合にあつては、7 年に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項

- イ 固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大企業者 固定資産賃借企業立地等を行おうとする中小企業者又は大

企業者にあつては、事業開始日から7年（50人型固定資産賃借企業者にあつては、事業開始日から7年を経過する日までの間（固定資産賃借企業立地等である場合は5年）を経過する日までの間（固定資産賃借企業立地等に係る事業を廃止した場合における違約金に関する事項は、7年（50人型固定資産賃借企業立地等である場合は5年）に当該休止した期間を加えた期間。以下同じ。）における当該企業立地等に係る事業の継続に関する事項及び事業を廃止した場合の違約金に関する事項

（ウ及び第5項から第7項まで省略）

（認定事業計画の変更）

第4条 認定事業者は、前条第4項に規定する認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計画」という。）の変更（同条第2項第1号、第2号又は第4号）に掲げる事項の変更（同条第2項第1号から第4号まで）（同項第3号）に掲げる事項の変更にあつては、同条第4項の規定により認定を受けた外資系企業者が外資系企業者でなくなる場合に限る。）に限る。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

（第2項省略）

（認定事業者の地位の承継）

第5条 認定事業者（特定再生企業立地等）を行う認定事業者（以下「特定再生事業者」という。）を除く。）が、企業立地等若しくは企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は当該認定事業者について合併若しくは分割（企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。次項において同じ。）をするときは、企業立地等若しくは企業立地等に係る事業の全部を譲り受ける法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される

法人若しくは分割により企業立地等若しくは企業立地等に係る事業の全部を承継する法人は、当該認定事業者の地位を承継することができる。

- 2 特定再生事業者 について合併又は分割をするときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により 特定再生企業立地等 若しくは 特定再生企業立地等 内再生企業立地等 特定再生企業立地等 若しくは 特定再生企業立地等 内再生企業立地等 に係る事業の全部を承継する法人は、特定再生事業者 の地位を承継することができる。

(第 3 項から第 7 項まで省略)

(企業立地等助成金)

第 9 条 市長は、固定資産取得企業立地等 (特定再生企業立地等 を除く。) の場合において、第 13 条第 1 項の規定により確定した投下資本額 (同条第 2 項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下この条及び第 11 条において同じ。) が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 5,000,000,000 円以上 (第 2 条第 15 号イ(イ)に掲げる行為に係る企業立地等の場合は 7,000,000,000 円以上) となるときは、当該投下資本額に次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の助成金を、規則で定めるところにより分割して、固定資産取得事業者 (特定再生事業者 を除く。以下この項において同じ。) に対して交付することができる。この場合において、同一の企業立地等促進特定地域又はそれ以外の市域において、同一の固定資産取得事業者に対し、別表第 5 に規定する上限額を超えて交付することはできない。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 認定事業計画が前 2 号に掲げる地域以外の企業立地等促進特定地域又は企業立地等促進特定地域以外の市域に係るものである場合 $\frac{\text{別表第 8 に規定する助成率}}{100 \text{ 分の } 8}$
- 2 市長は、 $\frac{\text{特定再生企業立地等}}{\text{関内再生企業立地等}}$ の場合において、第 13 条第 1 項の規定により確定した投下資本額が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 5,000,000,000 円以上となるときは、当該投下資本額に、 $\frac{\text{関内周辺地域にあつては } 100 \text{ 分の } 10 \text{ を、新横浜都心地域にあつては } 100 \text{ 分の } 12 \text{ を乗じて得た額}}{100 \text{ 分の } 12 \text{ を乗じて得た額}}$ (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) の助成金を、規則で定めるところにより分割して、 $\frac{\text{特定再生事業者}}{\text{関内再生事業者}}$ に対して交付することができる。この場合において、同一の $\frac{\text{特定再生事業者}}{\text{関内再生事業者}}$ に対し、2,000,000,000 円 (家屋の新築又は増築を伴わない $\frac{\text{特定再生企業立地}}{\text{関内再生企業立地}}$ 等) にあつては、1,000,000,000 円) を超えて交付することはできない。
- 3 市長は、複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取得企業立地等により 1 棟の建物を区分して所有することで実質的に一の事業計画を形成している場合その他の複数の固定資産取得事業者がそれぞれ行う固定資産取得企業立地等又は複数の特定再生事業者がそれぞれ行う特定再生企業立地等が実質的に一の事業計画を形成していると認められる場合で、当該それぞれの固定資産取得事業者又は特定再生事業者に係る前 2 項の規定により算出する助成金の合計額が別表第 5 に規定する上限額を超えるときは、認定事業計画に係る投下資本額の比率に応じ、当該上限額を当該複数の固定資産取得事業者又は特定再生事業者にあん分し、交

付するものとする。

4
3 第 1 項又は第 2 項に規定する助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日（以下「期日」という。）までに、市長に申請しなければならない。ただし、当該助成金の交付を受けようとする者が、当該固定資産取得企業立地等に係る事業次のいずれかに該当する
の全部又は一部を休止している場合は、申請することができない。

(1) 当該固定資産取得企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しているとき。

(2) 第 2 条第 14 号イ(ア)又はイ(イ)の規定による事業所を設置している
場合において、当該事業所における同号イ(ア)又はイ(イ)の従業員の
人数が、助成金の交付を受けようとする年度の期日の属する年
の前年の 12 月末日において 50 人未満であるとき。

5
4 市長は、前項に規定する申請に係る固定資産取得企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する第 1 項から第 3 項まで
第 1 項又は第 2 項に規定する助成金の額を決定するものとする。

6
5 （本文省略）

7
6 前各項に定めるもののほか、第 1 項から第 3 項まで
第 1 項及び第 2 項に規定する助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

第 10 条 市長は、当該企業立地等（第 2 条第 15 号ア(イ)、ウ、(キ) 若しくはイ(ウ)若しくはイ(ウ)に掲げる行為に係るもの、特定再生企業立地等又は家屋の取得、新築若しくは増築を伴わないものを除く。以下この項において同じ。）を行う認定事業者が、事業開始日の 1 年前の日（企業立地等事業計画書を提出した日が当該事業開始日

の 1 年前の日より後の日であるときは、企業立地等事業計画書を提出した日。以下「起算日」という。）から $\frac{1}{3}$ 年を経過した日の属する事業年度の末日（以下「基準日」という。）において雇用する者（基準日において市内に住所を有する者に限る。）のうち、起算日から基準日までの間に雇用した者及び市内に住所を有することとなった者で規則で定めるもの（以下「市民雇用者」という。）の人数に、 $\frac{1 \text{人あたり } 500,000 \text{円を乗じて得た額}}{\text{応じて、別表第 8 に規定する助成金を}} \times$ （その乗じて得た額が 25,000,000 円を超える場合は、25,000,000 円）の助成金を

— 当該認定事業者に対して交付することができる。ただし、当該認定事業者が 次のいずれかに該当する
期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係
る事業の全部又は一部を休止したときは、この限りでない。

(1) 当該認定事業者が、期日までに当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止したとき。

(2) 当該認定事業者が固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者（以下「固定資産賃借事業者」という。）である場合において、基準日における規則で定める本社等の従業者の人数が、100 人（50 人型固定資産賃借企業立地等を行う固定資産賃借事業者にあつては 50 人）に満たないとき。

（第 2 項及び第 3 項省略）

- 4 前条第 5 項から第 7 項までの規定は、第 1 項に規定する助成金 前条第 4 項から第 6 項までについて準用する。この場合において、同条第 5 項中「に係る固 同条第 4 項定資産取得企業立地等が認定事業計画に基づく」とあるのは、「が第 10 条第 1 項の規定に適合する」と読み替えるものとする。

第 11 条 （第 1 項省略）

- 2 前条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項に規定する助成金につい

て準用する。この場合において、同条第 4 項において 読み替えて準用する第 9 条第 5 項 中「第 10 条第 1 項」とあるのは、「第 11 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(助成金の額の確定等)

第 13 条 市長は、前条第 1 項に規定する報告を受けたときは、その報告に係る投下資本額を審査し、かつ、その投下資本額が認定事業計画に適合するものであるかどうかを調査することにより、当該投下資本額を確定した上で、第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき交付すべき助成金の額を確定し、固定資産取得事業者に通知するものとする。この場合において、交付すべき当該助成金の額は、当該認定事業計画に係る企業立地等事業計画書に記載された投下資本額に同条第 1 項各号に掲げる場合ごとに当該各号に掲げる割合、関内周辺地域における特定再生企業立地等の場合は 100 分の 10 又は新横浜都心地域における特定再生企業立地等の場合は 100 分の 8 を乗じて得た額 (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) を超えないものとする。

(第 2 項省略)

(交付の決定の取消し)

第 14 条 市長は、第 9 条から第 11 条までの助成金の交付を受けた認定事業者が次のいずれかに該当するときは、第 9 条第 5 項 (第 10 条第 4 項及び第 11 条第 2 項において準用する第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(第 1 号省略)

- (2) 第 9 条第 6 項 (第 10 条第 4 項及び第 11 条第 2 項において準用
第 9 条第 5 項)

する第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。) の規定により付された条件に違反したとき。

(第 3 号から第 5 号まで及び第 2 項省略)

(固定資産賃借事業者に係る法人の市民税の特例)

第 16 条 固定資産賃借事業者
固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者 (以下「固定資産賃借事業者」という。) の事業開始日の属する事業年度 (地方税法第 321 条の 8 第 1 項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度) において、固定資産賃借事業者が、地方税法第 321 条の 8 第 1 項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあつては同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間である事業年度を、同条第 4 項の規定により市民税を申告納付する者である場合にあつては同項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間である連結事業年度をいう。以下この条及び別表第 9 において同じ。) の翌事業年度開始の日から 5 年 (50 人型固定資産賃借企業立地等である場合は 3 年 4 年 (固定資産賃借企業立地等が、外資系企業者企業立地等以外でみなとみらい 21 地域若しくは横浜駅周辺地域に係るもの又は外資系企業者企業立地等で関内周辺地域、新横浜都心地域、京浜臨海部地域若しくは臨海南部工業地域に係るものである場合) であつては 5 年、外資系企業者企業立地等でみなとみらい 21 地域又は横浜駅周辺地域に係るものである場合) であつては 6 年 を経過する日までの間 (以下「対象期間」という。) に開始する各事業年度 (以下「対象事業年度」という。) に限り、当該固定資産賃借事業者が納付しなければならない市民税の額のうちの法人税割額は、横浜市市税条例 (昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号) 第 33 条の 6 第 1 項の規定により納付しなければならない額 (同法又は同条例の規定に基づき当該法人税割額から控除される額がある場合) であつては当該額を控除した額とし、同法第 321 条の 11 第 1

項から第 3 項までに規定する更正又は決定があった場合にあっては当該更正又は決定による額。以下「基準法人税割額」という。）から同表の規定により算定する額（以下「控除額」という。）を控除した額とする。

（第 2 項省略）

3 次に掲げる対象事業年度においては、第 1 項の規定は適用しない。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) その末日において、規則で定める本社等の従業者の人数が 100 人 （50 人型固定資産賃借企業立地等である場合は 50 人） に満たない対象事業年度

（第 4 号及び第 4 項省略）

（企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止）

第 17 条 固定資産取得事業者にあつては事業開始日から 10 年を経過する日までの間において、固定資産賃借事業者にあつては事業開始日から 7 年 （50 人型固定資産賃借企業立地等である場合は 5 年） を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

（第 2 項省略）

（立入検査等）

第 18 条 市長は、第 9 条から第 11 条までに規定する助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとき、又は第 16 条第 2 項に規定する申告書若しくは同条第 4 項に規定する報告に係る事項について確認する必要があるときは、認定事業者に対して報告若

しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所、~~賃貸研究~~
~~所等~~、特定集客施設、特定賃貸業務ビル若しくは特定再生型賃貸
業務ビルに立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、
 若しくは関係者に質問させることができる。

(第 2 項及び第 3 項省略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日
平成 33 年 3 月 31 日
 までに企業立地等事業計画の認定を申請した者について適用する
 。

別表第 2 (第 2 条第 9 号、第 11 号、第 15 号ア、オ及びカ、第 16 号)
第 14 号ア及びエ

企業立地等 促進特定地域	事業の分野	固定資産の取得
みなとみらい21 地域及び横浜駅 周辺地域	全ての分野	<p>(1 省略)</p> <p>2 特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。 (1)及び(2)省略</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、特定賃貸業務ビルの設備(特定賃貸業務ビルの事業所として、又は事業 所及び特定集客施設事業 又は事業所、特定賃貸型事業 研究開発施設及び特定集客施設)として賃貸する部分に係るものに限る。)として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p> <p>3 特定集客施設を<u>設置し、又は規則で定める行為をする</u>目的で、次に掲げる行為をすること。 (1)から(3)まで省略</p>

<p>関内周辺地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>(1 省略)</p> <p>2 研究開発型特定賃貸業務ビルを賃貸する目的 で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に 家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋 を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、研究開発 型特定賃貸業務ビルの設備（研究開発型特定 賃貸業務ビルの事業所及び特定賃貸型研究開 発施設として賃貸する部分に係るものに限る 。以下同じ。）として賃貸するために、償却 資産を取得すること。</p> <p>2 特定集客施設を設置し、又は規則で定める行 3 設置する 為をすること 目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1)から(3)まで省略)</p>
<p>新横浜都心地域 及び港北ニュー タウン地域</p>	<p>全ての分野</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設 置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行 為をする目的で、次に掲げる行為をすること。 (1)から(3)まで省略)</p> <p>2 研究開発型特定賃貸業務ビルを賃貸する目的 で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に 家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋 を新築し、又は増築すること。</p>

		<p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、研究開発型特定賃貸業務ビルの設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>
港北ニュータウン地域	全ての分野	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は規則で定める行為をする目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、若しくは増築し、又は当該土地に存する家屋を取得すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、当該事業所の設備を新設し、又は増設するために、償却資産を取得すること。</p> <p>2 賃貸研究所として賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。</p> <p>(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築すること。</p> <p>(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築すること。</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、賃貸研究所の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

<p>京浜臨海部地域、鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、臨海南部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域</p>	<p>環境・エネルギー及び健康・医療に関連する分野で規則で定めるもの並びに自然科学研究に関連する分野で規則で定めるもの並びに製造業で規則で定めるもの（以下「指定産業」と総称する。）</p>	<p>1 事業所（本社等以外の事務所を除く。2において同じ。）を設置し、若しくは拡張し、<u>先端研究</u> <u>技術工場への変更を</u> <u>所等（研究所を併設する工場で規則で定めるもの（以下「先端技術工場」という。）を除く。</u> <u>）を</u>先端技術工場に をする目的で、次に掲げる行為をすること。 （(1)から(3)まで省略）</p> <p>2 事業所の設備を新設し、若しくは増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は<u>先端技術工場への変更を</u>する目的で、償却資産を先端技術工場に 取得すること（1(3)に掲げる行為を除く。）。</p>
	<p>全ての分野</p>	<p><u>賃貸研究所等</u>として賃貸する目的で、次指定産業の研究所等に掲げる行為をすること。 （(1)及び(2)省略）</p> <p>(3) (1)又は(2)に掲げる行為に併せて、<u>賃貸研究所等</u>の設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。</p>

別表第 3（第 2 条第 15 号イ及びウ、第 16 号）
第 2 条第 14 号イ

1 事業所（本社等以外の事務所を除く。）を設置し、若しくは拡張し、又は先端技術工場への変更をする目的で、次に掲げる行為をすること。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

2 研究開発型特定賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次に掲げる行為をすること。

(1) 土地を取得し、又は賃借して、当該土地に家屋を新築し、又は増築すること。

(2) 自ら所有し、又は賃借している土地に家屋を新築し、又は増

築すること。

- (3) 前 2 号に掲げる行為に併せて、研究開発型特定賃貸業務ビルの設備として賃貸するために、償却資産を取得すること。

別表第 4 (第 2 条第 15 号エ、第 16 号)
第 2 条第 14 号ウ

特定再生型賃貸業務ビルを賃貸する目的で、次に掲げる行為を
関内再生型賃貸業務ビルすること。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 家屋 (第 3 条第 1 項の規定による認定の申請があった日にお
昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手した
いて、新築の工事が完了した日から 20 年を経過した建築物であ
るものに限る。次号及び第 5 号において同じ。) の敷地 (建築
基準法施行令第 1 条第 1 号の敷地をいう。) を取得し、又は賃
借して、当該家屋を取得して、増築し、又は改修すること。

(第 4 号及び第 5 号省略)

- (6) 前各号に掲げる行為に併せて、特定再生型賃貸業務ビルの設
関内再生型賃貸業務ビル備 (特定再生型賃貸業務ビルの事業所として賃貸する部分に係
関内再生型賃貸業務ビルるものに限る。) として賃貸するために、償却資産を取得する
こと。

別表第 5 (第 9 条第 1 項、第 3 項)
第 9 条第 1 項

認定事業計画における地域の別	投下資本額に係る費用の種類	上 限 額
(省 略)		
<u>上記以外の企業立地等促進特定</u> <u>新横浜都心地域、港北ニュータ</u> <u>地域</u> <u>ウン地域、京浜臨海部地域及び</u> <u>臨海南部工業地域</u>	土地の取得、家屋の新築、増築 及び取得並びに償却資産の取得	2,000,000,000 円

上記以外の企業立地等促進特定 企業立地等促進特定地 地域及び 域以外の市域	に係る費用	1,000,000,000 円
--	-------	-----------------

別表第 6 (第 9 条第 1 項第 1 号)

事業所等の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者
事業所（本社等以外の事務所及び先端技術工場以外の工場を除く。）及び特定集客施設	100 分の 10	
工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
特定賃貸業務ビル	100 分の 8	

事業所及び特定集客施設の別並びに 特定賃貸業務ビルの種類	助成率
事業所（本社等以外の事務所を除く。）、特定集客施設及び研究開発型特定賃貸業務ビル	100 分の 12
研究開発型特定賃貸業務ビル以外の特定賃貸業務ビル	100 分の 8

(備考)

特定賃貸業務ビルを賃貸することを目的とする企業立地等に係る助成金の助成率については、事業所として賃貸する部分の当該事業所の種類にかかわらず、特定賃貸業務ビルの助成率 $\frac{\text{（研究開発型特定賃貸業務ビルにあつては、研究開発型特定賃貸業務ビルの助成率）}}{\text{（研究開発型特定賃貸業務ビル以外の特定賃貸業務ビルの助成率）}}$ を適用する。

別表第 7 (第 9 条第 1 項第 2 号)

事業所の種類	助成率	
	中小企業者	大企業者

貸貸研究所等	100 分の 8	
工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
上記以外の事業所		100 分の 10

事業所の種類	固定資産の取得の目的	助 成 率	
		京浜臨海部地域及び臨海南部工業地域	鶴見東部工業地域、鶴見西部・港北東部工業地域、内陸南部工業地域、旭・瀬谷工業地域、港北中部工業地域及び内陸北部工業地域
先端技術工場以外の事業所	別表第 2 に規定する全ての目的	100 分の 10	100 分の 8
先端技術工場	先端技術工場を拡張し、若しくは先端技術工場の設備を新設し、増設し、若しくは規則で定めるところにより更新し、又は先端技術工場を有する企業立地等促進特定地域において先端技術工場を設置し、若しくは研究所等を先端技術工場にする目的	100 分の 10	100 分の 8
	先端技術工場を設置していない企業立地等促進特定地域において先端技術工場を設置し、又は研究所等を先端技術工場にする目的	100 分の 12	100 分の 10

別表第 8 (第 9 条第 1 項第 3 号)
第 10 条第 1 項

認定事業計画における 地域の別	事業所の種類	助 成 率	
		中小企業者	大企業者

港北ニュータウン地域	賃貸研究所	100 分の 8	
	工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100 分の 10	
新横浜都心地域及び企業立地等促進特定地域以外の市域	工場（先端技術工場を除く。）	100 分の 10	100 分の 8
	上記以外の事業所（本社等以外の事務所を除く。）	100 分の 10	

市民雇用者数	金額
1人以上 9人以下	500,000 円
10人以上 19人以下	5,000,000 円
20人以上 29人以下	10,000,000 円
30人以上 39人以下	15,000,000 円
40人以上 49人以下	20,000,000 円
50人以上 59人以下	25,000,000 円
60人以上 69人以下	30,000,000 円
70人以上 79人以下	35,000,000 円
80人以上 89人以下	40,000,000 円
90人以上 99人以下	45,000,000 円
100人以上	50,000,000 円

別表第 9（第 16 条第 1 項及び第 2 項第 4 号）

控除額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

（第 1 項省略）

2 控除額は、次の表の控除額算定基準額に応じた額とする。

固定資産賃借企業立地等	控除額算定基準額	控除額
-------------	----------	-----

100人型固定資産賃借企業 立地等	1,400,000円以下	0円
	1,400,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円
50人型固定資産賃借企業立 地等	700,000円以下	0円
	700,001円以上100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
	100,000,001円以上	100,000,000円

控除額算定基準額	控 除 額
3,000,000円以下	0円
3,000,001円以上 100,000,000円以下	当該控除額算定基準額で、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り上げた額
100,000,001円以上	100,000,000円

(第3項省略)

(備考)

(1省略)

- 2 「B」とは、当該対象事業年度の末日（基準法人税割額が地方税法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべきものである場合にあっては、当該対象事業年度の開始の日から6箇月の期間の末日。以下同じ。）における市内に設置している事務所等の従業者の人数で、次に掲げる場合ごとの当該従業者の数をいう。

(1) 省略)

(2) 当該対象事業年度の末日において本市以外の市町村に事務所等を設置していない場合は、本市に設置している全ての事務所等の地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 10 条の 2 の 11に規定する従業者の数
第 10 条の 2 の 8

3 「C」とは、当該対象事業年度の末日における当該認定事業計画に係る事業所の地方税法施行規則第 10 条の 2 の 11に規定する従業者の数をいう。
第 10 条の 2 の 8

(4 及び 5 省略)

6 「C」から「D」を控除して算定する数が 100 未満(50 人型固定資産賃借企業立地等の場合は 50 未満)となるときは、第 1 項の式中「(C - D)」とあるのは、「零」とする。

(7 及び 8 省略)